

JRの最大産別として、政策制度、組織課題を主導的に解決し、安全で社会に信頼されるJRを築こう!

http://www.jr-rengo.jp



JR連合

JAPAN RAILWAY TRADE UNIONS CONFEDERATION

日本鉄道労働組合連合会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-8-10

東興ビル9階

TEL (NTT) 03-3270-4590 (JR) 057-7848

FAX (NTT) 03-3270-4429 (JR) 057-7849

1部20円 (但し組合費に含む)

●発行者 松岡裕次 ●編集者 中山耕介

facebook

JR連合

twitter

JR連合

第25回
定期大会

2016年度運動方針案

抜粋

職場討議の要請にあたって

JR連合は、6月14・15日に第25回の定期大会を東京都内で開催します。4月14日、16日、熊本地方を中心とする大規模な地震では、多数の家屋が倒壊し、震災関連死を含め多くの方が亡くなるなど、甚大な被害が生じています。また、今なお約1万の方が避難生活を強いられています。お亡くなりになった方々に対し、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、全ての被災された方々に対しお見舞いを申し上げます。

JR連合は、JR福知山線列車事故やJR羽越本線列車事故をはじめとする重大事故の反省と教訓を胸に刻み、何よりもお客様の安全、そして働く者の安全を守ることが最優先する取り組みを進めてきましたが、重大インシデントが多発しているほか、昨年の大会以降6件の労災死亡事故が発生しています。各単組が徹底した労使協議を通じて安全最優先の取り組みを進める中、こうした事実が発生している事態を重く受け止め、さらなる安全性向上に向けて取り組みを進めなくてはなりません。

また、産別運動の柱の一つである政策課題解決に向けて取り組みを着実に進めていかなければなりません。とりわけ、地方路線における「チーム公共交通」の形成をはじめとする中長期的政策を推進するとともに、2016年度末期限切れとなる税制特例措置への対応、自然災害による防災・減災への対応、整備新幹線に係る諸課題と貨物鉄道へのモータリゼーションへの対応、あるいは魅力あるバス産業にむけた課題などの短期的政策課題を解決し、JR産業の持続的な維持・発展に繋げていかなければなら

運動の基調

2016年度においても、最優先課題である安全の確立を基盤に、地方路線の「チーム公共交通」の形成、熊本地震をはじめとする自然災害への対応、そして、2016年度末期限切れとなる税制特例措置の恒久化等、JRが抱えるさまざまな政策課題について、引き続きJR連合が主導的に運動を展開していくこととします。また、今日まで大きな前進を図ってきた民主化闘争についても、今一度原点に返り、「あるべき労働組合像・あるべき労使関係像」やJR連合への結果の必要性などを訴え、組織拡大にまい進するとともに、昨今あらためて際立つJR

総連運動の異常性と革マル派浸透問題の危険性について、あらゆる機会をとらえて内外に訴えていくこととします。加えて、JR連合は昨年度に新たにグループの3組合を仲間に加え、92単組まで拡大してきました。「グループ労組活動」の虎の巻」等のツールを活用しながら、10万人組織達成にむけて、JR連合、各エリア連合が一体となって組織拡大を図るとともに、労働環境改善や労働条件向上に向けた取り組みを強化します。こうした認識を基調に置き、以下新年度の中心的な重要課題への基本方針を提起します。

背後に潜むリスクを抽出し、真に実効性のある安全対策を講じ、鉄道の安全確立と死亡・重大労災ゼロをめざす

JR福知山線列車事故やJR羽越本線列車事故をはじめとする重大事故の反省と教訓に立ち、未だ重大インシデント及び重大労災死亡事故が多発する現状を踏まえ、改訂版2016「安全指針」でも提起しているように、気づいていない潜在的なリスクはないのか、あるいは何故決められたルールや基本動作が守られないのかなど、職場の声を踏まえた検証を

行い、踏み込んだ労使協議を通じて、真に実効性のある安全対策を講じます。また、熊本地震をはじめとする多発する自然災害による鉄道被災への対応、鉄道の防災・減災対策に資する取り組みを強化します。そして引き続き、私たち現場で働く者の安全確保、すなわち「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」をめざします。また、エリア連合と協力しながら、改訂版2016「安全指針」並びに「重大労災防止の行動指針」のグループ労組への浸透を強化するとともに、協

りません。JR労働界から過激派組織を一掃することを目的とする民主化闘争は、一定の前進を図りつつも抜本的な解決には至っていません。今一度原点に返り、良識ある他労組組合員への訴えかけを強化し、民主化当該単組のみならず、JR連合の総力を挙げて組織拡大に取り組みを必要とします。

さらには、労働条件や労働環境が厳しいグループ会社では未だ人材確保すらままならない状況にあることを踏まえ、「中期労働政策ビジョン」で示した、すべてのJR関係労働者が将来に亘りめざすべき働き方を実現すべく、2017春季生活闘争、労働協約改訂そして職場環境の改善などについて、加盟各単組及びエリア連合の取り組みをいっそう強化することとします。

日本の労働者の経済的そして社会的格差はもはや看過できない状況であり、もはや安倍政権に日本を託すことはできません。連合が提唱する「働くことを軸とする安心社会」を目指し、今こそ私たち労働組合が団結し、世論への喚起を図り、国民の総意として、子育てや働くことを尊重する社会を取り戻さなければなりません。7月に実施される第24回参議院議員選挙では、安倍政権からの政権奪取の礎とすべく、民進党の前進を図り、まじめに働く者の声を国政に届ける仲間を一人でも多く作り上げていかなければなりません。

2016年度は、JR連合結成25年を迎える年であるとともに、JRが発足して30年を迎える節目の年となります。先人先輩の努力の積み重ねにより、多くの課題を乗り越え、JRの責任産別たる、今日のJR連合を築いてきました。こうした認識のもと、この1年間の取り組みの成果と課題を確認し、新たな運動方針について熱心な討議のうえ、意思統一いただきますよう、強く要請します。

力会社へのアプローチをいっそう強化するなど、労働組合だからこそのポトムアップの取り組みを着実に推進していきます。

JR産業の維持・発展に資する、JRが抱える政策課題の前進、解決を図る

訪日外国人観光客の利用増などにより、JRの運輸収入は堅調に推移しています。が、人口減少、地方の過疎化や高齢化などにより、地方路線の利用は確実に減少しています。また、JR九州が今秋の株式上場を控え自立経営の見通しが立つ一

措置について、地方議会での意見書採択組合員署名などにも取り組み、その恒久化や延長に取り組むこととします。

一方、熊本地震をはじめとし近年多発する自然災害による鉄道の被災をはじめとする喫緊の政策課題も山積しており、常に柔軟かつ機動的に対応を図るべく、交通重点政策の策定をはじめとして、緊急性を要する課題への対応を含めて積極的に取り組んでいきます。

さらには、軽井沢スキーバス事故が象徴するバス事業の安全性向上や新高速バス事業の検証など、バス産業の発展にむけた取り組みなど、JRの責任産別としての政策実現への運動を展開します。

「あるべき労働組合像・労使関係像」、そして「JR連合への総結集をめざし、組織の強化と組織拡大にむけた総行動を展開する

最終目標であるJR労働者の総結集の礎となる道筋を作るべく、今一度、JR総連の異常性を内外に訴えるとともに、「あるべき労働組合像・あるべき労使関係像」を良識ある他労組組合員に訴え、当該単組はもとより、産別・単組が一体となってJR総連とその加盟組合の異常性を訴え包囲網を形成するとともに、組織拡大を進めることとします。

JR東日本においては、職場規律は民主化闘争前と比べ、その是正が進みましたが、その結果、JR東労組から脱退する理由が薄れ、組織拡大が厳しい状況に

JR連合は、人口減少や少子高齢化などの急激な環境変化を踏まえ、「中期労働政策ビジョン(2014～2018)」を提起し、JRグループに働くすべての労働者が将来に亘りめざすべきあるべき働き方を提示するとともに、その到達点を見据えて、当面5年間の到達目標を明示しましたが、今年度についても、春季生活闘争並びに総合労働協約改訂交渉を軸に、本ビジョンの到達目標にむけ前進を図るべく、継続した取り組みを進めます。

とりわけ、92単組にまで拡大したグループ労組について、人材確保が難しい状況にあるグループ会社が存在する事実を重く受け止め、本ビジョンの目標を共有化し、やりがいをもって働き続けることのできる労働条件、労働環境を整備すべく取り組みを進めるとともに、JR各単組及び各エリア連合の継続的な支援を要請します。

第25回定期大会 スローガン(案)

メインスローガン

働く者の立場で政策制度、組織課題の前進を図り、将来に亘り安全で社会に信頼されるJRを築こう!

サブスローガン

1. 改訂版「安全指針」にもとづき、より安全性の向上を図り、「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を達成しよう!
2. 「あるべき労働組合像・労使関係像」の実現をめざし、組織の強化・拡大に全力を傾注しよう!
3. 将来に亘り持続可能で社会に信頼されるJR産業をめざし、さまざまな政策課題解決に全力で取り組もう!
4. 「中期労働政策ビジョン(2014～2018)」の到達目標達成をめざし、JRグループに働く全ての者の労働条件を向上させよう!
5. ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、「男女平等参画推進計画」を着実に実践しよう!
6. 第24回参議院議員選挙の勝利を果たし、子育てや働くことを尊重する社会を取り戻そう!

JR連合は、人口減少や少子高齢化などの急激な環境変化を踏まえ、「中期労働政策ビジョン(2014～2018)」を提起し、JRグループに働くすべての労働者が将来に亘りめざすべきあるべき働き方を提示するとともに、その到達点を見据えて、当面5年間の到達目標を明示しましたが、今年度についても、春季生活闘争並びに総合労働協約改訂交渉を軸に、本ビジョンの到達目標にむけ前進を図るべく、継続した取り組みを進めます。

とりわけ、92単組にまで拡大したグループ労組について、人材確保が難しい状況にあるグループ会社が存在する事実を重く受け止め、本ビジョンの目標を共有化し、やりがいをもって働き続けることのできる労働条件、労働環境を整備すべく取り組みを進めるとともに、JR各単組及び各エリア連合の継続的な支援を要請します。

「中期労働政策ビジョン(2014～2018)」に基づき、すべてのJRグループに働く労働者の労働条件の向上を図る

そして、2016春季生活闘争の連合・他産別批判などに見られるような、JR総連運動の異常性を内外にあらためて訴えるとともに、国家的安全問題と言っても過言ではない、JR総連への革マル派浸透問題の危険性についても引き続きあらゆる手段を講じて訴えることとします。

かつてのような不当労働行為まがいの行為も影を潜めているものの、あらゆる手段を講じて、組織の強化を図り、拡大に繋げていかなければなりません。

なっています。また、JR東日本会社は、強引に施策を進めるケースが見受けられるなど、JR東労組に対する是々非々の姿勢を堅持しています。その一方で、JR東日本ユニオンのJR連合からの離脱により、JR東日本におけるJR連合組合員は約190名となり、厳しい局面を迎えています。が、戦略・戦術を駆使し、一人でも多くの組織拡大を図っていかねばなりません。また、JR北海道においては、北鉄労の異常性などが広く認知され、北鉄労組合員あるいは新入社員の不信任感が拡がり、JR北労組で若手組合員の組織拡大が続き、昨年度は函館地区等で初めて新規採用者の組織拡大を果たしています。さらに、JR貨物におい

I. JRの安全確立と信頼回復に向けて

J R 連合は、2015年4月25日の福知山線列車事故をはじめとする、多くの人命を奪う結果となった重大事故を相次ぎ発生したことの反省と教訓を胸に刻み、事故を未然に防げなかった労働組合の責任を痛感して、安全確立を最重要課題に位置づけて運動を展開してきました。

そして、今日までJ Rグループにおける責任差別として使命感を持ち、真摯な労使協議や職場での安全衛生活動などを通じて、保安設備の充実や教育・訓練の強化、耐震補強や老朽化設備等の安全性向上に取り組んできたところです。本大会において、「安全指針」の先の改訂からの5年間の取り組みの成果と課題を踏まえ、「安全指針(改訂版2016)」を提起しましたが、あらためて、事故を決して忘れず、「安全は全てに優先する」「ヒューマンエラーは結果であり、原因ではない」との理念を基調にして、すべての単組と

4月に発生した熊本地震は、最大震度7を2回観測するという国内観測史上初の地震災害となり、熊本・大分両県を中心に甚大な被害をもたらしました。近年相次ぐ甚大な自然災害による被災の教訓などを踏まえ、防災・減災対策や設備の老朽化対策についても政策活動と連携し、課題の解決に取り組んでいくこととします。

2. 「すべてのJ R関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」をめざした取り組み

今年度も「働く者の安全確保が、ひいては鉄道全体の安全性向上につながる」との認識に基づいて、「すべてのJ R関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を最重要テーマに掲げた安全確立の取り組みを展開します。取り組みにあたっては、「ヒューマンエラーは結果であり原因ではない」との基本理念のもと、人間は必ずミスを出すことを前提にした労災防止対策を構築することが重要で

1. 「安全指針(改訂版2016)」に基づく取り組み

「安全指針(改訂版2016)」で提起しているように、潜在的なリスクの洗い出しやグループ会社や協力会社とJ Rとの関係について踏み込んだ検証を行い、鉄道事故と重大労災撲滅に向けた取り組みを強化することとします。また、各種機関会議や勉強会などを通じて、「安全指針(改訂版2016)」の浸透を図ることとします。

(1) ヒューマンエラーに対する対策の強化

「ヒューマンエラーは結果であり、原因ではない」との私たちJ R連合の理念については、概ねその理解が浸透していると言えます。しかしながら、安全には相応の時間やコストを要するため、会社が進める効率化やコスト削減と反する場合も多く、必ずしも全ての職場においてヒューマンエラーを前提とした安全対策や事故防止策が講じられていません。ミスが起きて事故につながる、あるいは例え事故が起きても重大事故に至らせないためのフェールセーフ機能を確立すべく、想定される危険について労使の検証を進めていきます。

(2) ルールや基本動作の検証

決められたルールや基本動作が結果として守られず、重大インシデントや事故、重大労災につながっている実態を踏まえ、守りやすさ、順守意識、ルール等が決められた背景などに着目し、現場からの意見を集約し、その検証と対策を講じることにします。

(3) 潜在的なリスクの洗い出し等の取り組みについて

対話集会、職場集会あるいは各級機関会議での意見集約を通じて、気づいていない潜在的なリスクを洗い出し、労使協議を通じて、実効性ある対策の立案とその実行に取り組めます。

(4) グループ会社・協力会社とJ Rとのコミュニケーション強化

グループ会社や協力会社とJ Rとの関係について、未だ、気兼ねしたり、面従腹背的な風土が残っていないかなど、安全デイスカッション等などの意見集約など、踏み込んだ検証を行い、その改善策を講じ、J Rグループ全体の安全性向上を図ります。

また、可能な限り、エリア連合を中心

抽出を行い、実効性ある改善策を講じることとします。

(5) 深刻化するグループ会社等における人材不足への対応について

グループ会社や協力会社における人材不足はその深刻さを増しており、その対策には一刻の猶予も許されない状況となっています。引き続き、春季生活闘争での労働条件の底上げを図るとともに、労働環境の改善などを通じ、人材確保に資する取り組みを強化します。また、人材の定着に向けて、定期昇給制度等が確立していないグループ会社については、エリア連合などを通じ、その制度確立に向けた取り組みも行うこととします。

達成は道半ばの状況にあります。さらに、従来の常識や経験を超える自然災害や新幹線車内での焼身自殺などの事象も発生するなど、これらのリスク要因を低減する取り組みも重要です。

このような問題意識と現下の状況を踏まえ、前述の通り、「安全指針(改訂版2016)」に基づき、ヒューマンエラー対策の強化、潜在的なリスクの洗い出し、そしてグループ会社・協力会社とJ Rとのコミュニケーション強化など、各単組における労災防止対策の強化を図っていきます。

(2) 「重大労災防止の行動指針」のリニューアル

J R連合は「重大労災防止の行動指針」や「重大労災防止クリアファイル」を活用し、グループ労組や協力会社で働く人々を含めた、同指針の理解・浸透と実践に取り組んできました。

とりわけ「重大労災防止の行動指針」については、ダイジェスト版であるリーフレットを作成するなど、過去の事例紹介を取り入れた理解しやすい教材として活用してきました。しかし、初版から7年が経過する過程で様々な事象も発生しており、リニューアルを行うことで更なる活用を図っていきます。

(3) 「安全デイスカッション」の開催

J R関係職場の多くはJ R各社のみならず、グループ会社や協力会社で働く人々とともに業務を運営し、安全・安定輸送や様々なサービスを利用者に提供しています。一方で死亡事故や重大労災の多くがグループ会社や協力会社で発生しており、「すべてのJ R関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を達成するためには、職場の実態把握が極めて重要で

(1) 「安全指針(改訂版2016)」を活用した「重大労災ゼロ」の取り組み

昨年11月に開催した「第9回安全シンポジウム」では、J R連合の安全の取り組みを振り返るとともに、専門家による基調講演や実務担当者交えたパネルディスカッションの議論を通じて、今後、私たちが取り組むべき方向性を提起しました。

J R各社では、福知山線列車事故や羽越本線列車事故以降に進められたハード・ソフト両面での安全対策が一定の成果を挙げる一方、今なお、事故や危険事象が相次いでいます。また、グループ・協力会社における労働災害も増加傾向にあり、J R連合の目標である「すべてのJ R関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」の

や議論経過の周知不足なども指摘されています。

今後、安全衛生委員会等の機能をさらに強化することによって、より安全で働きやすい職場を創造し、働く者の安全確保を通じた、J Rグループ全体の安全性向上に取り組んでいくこととします。

(1) 労働側委員のスキルアップと討議の充実

加盟する各単組が主体となつて、安全衛生委員会等の労働側委員のスキルアップや委員会の討議充実にむけた勉強会及び教育活動などを展開する取り組みを主体的にフォローしていきます。

(2) 討議内容の共有化

安全衛生委員会等で委員が討議した内容を共有化するとともに、議事録等の開示を進めることで会議の「活性化」を図ります。

(3) 安全衛生委員会におけるJ Rとグループとの連携

同じJ R職場における、安全衛生委員会等での議論に際し、J Rとグループ会社や協力会社との連携を図ることは極めて重要です。したがって、J R設備に関するグループ労組や協力会社に対する意見集約に努め、安全衛生委員会等の議題とするなど、積極的な連携を図り、J Rグループ全体の安全性向上とJ R関係労働者の重大労災防止に努めることとします。

II. 「あるべき労働組合像・労使関係像」の実現、そして「J R連合への総結集をめざして」

連合の組合員数は、前年より4万4千名増の68.9万と全組合員数に占める割合が0.2%増の69.7%となりました。しかし、目標として掲げている「100万連合」の実現には程遠く、非正規労働者や中小・地場企業の組織化はもとより、社会的影響力のある未組織産業や企業の組織化が必要であるほか、統廃合などの企業行動に応じた集团的労使関係の維持・拡大についても取り組む必要があります。

私たちJ R連合は、1992年に7万5千名(10単組)で結成して以来、大きく飛躍を遂げています。2015年度のJ R連合の組織数は、前年と比べて1千名増の8万2千名(99単組)となり、J R総連が同1千名増の7万3千名、国労が同1千人減の1万名と、名実ともにJ R連合がJ R内最大産別となっています。

3. 安全衛生委員会等の職場活動の強化

安全確立の原点は職場にあり、安全衛生委員会等を活用した職場における安全確立の取り組みがきわめて重要です。しかしながら、実態として委員会の形骸化

会等での議論に際し、J Rとグループ会社や協力会社との連携を図ることは極めて重要です。したがって、J R設備に関するグループ労組や協力会社に対する意見集約に努め、安全衛生委員会等の議題とするなど、積極的な連携を図り、J Rグループ全体の安全性向上とJ R関係労働者の重大労災防止に努めることとします。

4. 防災・減災、老朽化への対応について

※Ⅲ項にて記述

5. 安全確立にむけた運動の推進体制

(1) 安全対策委員会の開催

J R各単組の担当者による「安全対策委員会」を開催します。第1回は各単組定期大会終了後の7月下旬頃に開催し、新年度の具体的な取り組み等を討議、決定します。

(2) 業種間安全検討会等の開催

他産業や他組織が取り組む安全対策の事例を学び、J Rグループの安全対策に活用することを目的に「業種間安全検討会」を開催します。

(3) 第10回安全シンポジウムにむけた検討

安全シンポジウムは、2013年度から各単組持ち回り(J R連合主催)形式とし、2年に1回開催しています。今年度は、2017年度の開催にむけて、具体的な開催時期や内容などを安全対策委員会等で議論していくこととします。

(4) J Rグループ労組連絡会、自動車連絡会、医療連絡会との連携強化

今後もJ Rグループ労組連絡会、自動車連絡会、医療連絡会との連携を強化し、「安全指針」や「重大労災防止の行動指針」の浸透や実践を通じた、「すべてのJ R関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」にむけた取り組みを強化します。

なお、具体的には安全対策委員会を検討したうえで、J Rグループ労組連絡会、自動車連絡会、医療連絡会等と調整して取り組みます。

1. 10万人組織達成と未組織労働者の組織化にむけた取り組み

J R連合は「10万人組織」の達成を当面の目標とし、J R各単組及びグループ労組が一体となった運動展開で8万2千名の組織を作り上げましたが、未だ道半ばであると言えます。J Rグループで働く組合員と家族の幸せを実現するために、安全の確立、春季生活闘争などを通じた賃金や福利厚生をはじめとする諸

会」を開催します。今年度は、8~9月頃を目的に日本製紙北海道工場の視察及び意見交換を予定しています。

そして、民主化当該単組も高齢化が進む中、「あるべき労働組合像・労使関係像」を掲げ、J R連合、当該単組、そして支援単組が三位一体となつて、J R連合の異常性を訴えて包囲網を形成し、一人でも多くの組織拡大を図り、J R連合への総結集に向けた道筋を作っていく必要があります。

グループにおける組織拡大については、J R各社のグループ会社で働く労働者の賃金をはじめとした諸労働条件を向上させるため、労働組合の結成と未組織労働者の組織化による集团的労使関係の構築が必要不可欠との認識に立ち、各エリア連合や単組と連携して引き続き取り組んでいきます。

労働条件向上、業務課題改善を通じた労働環境の改善などを継続的に取り組むことが必要です。J R連合としても、エリア連合と連携し、グループ92単組の最大限の支援を行うこととします。

引き続き、J R各単組及びグループ労組における他労組・未加入からの組織拡大に取り組むとともに、すべてのエリアでグループ会社の組織化に取り組んでいくこととします。また、非正規労働者の組織化にも関係者と連携して取り組み、

労働条件向上、業務課題改善を通じた労働環境の改善などを継続的に取り組むことが必要です。J R連合としても、エリア連合と連携し、グループ92単組の最大限の支援を行うこととします。

引き続き、J R各単組及びグループ労組における他労組・未加入からの組織拡大に取り組むとともに、すべてのエリアでグループ会社の組織化に取り組んでいくこととします。また、非正規労働者の組織化にも関係者と連携して取り組み、

労働条件向上、業務課題改善を通じた労働環境の改善などを継続的に取り組むことが必要です。J R連合としても、エリア連合と連携し、グループ92単組の最大限の支援を行うこととします。

引き続き、J R各単組及びグループ労組における他労組・未加入からの組織拡大に取り組むとともに、すべてのエリアでグループ会社の組織化に取り組んでいくこととします。また、非正規労働者の組織化にも関係者と連携して取り組み、

第 25 回定期大会運動方針案抜粋

J R 連合運動への参画を推進していきま
す。

2. 民主化闘争の再構築と組織強化・拡大の取り組み

(1) 当該エリア・単組における取り組みについて

① J R 東日本

J R 東日本における労使関係は、職場での民主化は進んだものの、私たちがめざす、胸襟の開いた議論を是々非々で行うような、健全な労使関係には程遠い状況にあります。加えて、J R 東日本ユニオンの離脱により、J R 東日本の J R 連合組合員は 200 名を下回る状況となっており、J R 東日本における民主化闘争の遂進に向けた取り組みは、非常に厳しい局面を迎えています。

J R 連合は、こうした厳しい中においても、今一度民主化闘争の原点に戻り、2009 年に提唱した「あるべき労働組合像・労使関係像」を掲げ、J R 連合への総結集をめざし、良識ある他労組組合員へのアプローチを強化し、組織拡大を図っていかねばなりません。J R イーストユニオンの組織拡大の取り組みに対し、J R 連合関東地協をはじめ、各支援単組と J R 連合との三位一体となった取り組みを進めていくこととします。

一方で、J R 東労組は 2016 春季生活闘争にあたり、「格差ベア」と称し、各地で集会を開催し、連合がめざす第一のヤマ場から大幅に遅れた 3 月 31 日に妥結したにもかかわらず、J R 連合のみならず、連合あるいは大手差別の妥結を非難する声明を発するなど、その異常性は連合傘下では際立っています。こうした J R 総連の異常性について、あらためてあらゆる機会を捉え、J R 総連への革マル派浸透問題と合わせ、内外に訴えていくこととします。

また、東日本ユニオンあるいは国労との民主化共闘については、引き続きその取り組みを模索していくこととします。

② J R 北海道

引き続き、J R 北労組が提唱した「J R 北海道再生プラン」ならびに「新たな 5 つの提言」の具現化を側面支援し、J R 北海道の信頼回復と再生を果たします。また、J R 北海道が設置した「J R 北海道再生推進会議」は、2015 年 6 月に提言書を策定し、会社が職場規律の維持を適切かつ厳正に行うことや人事・賞罰

の決定に労働組合の介入が疑われないよう徹底すること、安全に関して労働組合と本質的な議論を行うことなどを会社に提言しています。J R 北海道の再生には J R 連合、J R 北労組の運動が不可欠との自信と確信を全組合員が共有化し、他労組の組合員に訴え、組織拡大を前進させていかなければなりません。また、こうした取り組みに加え、あらためて「あるべき労働組合像・労使関係像」を掲げ、北鉄労との運動の違いを明らかにし、良識ある北鉄労組合員に訴え、組織拡大に繋げていくこととします。

さらに、J R 北海道が置かれている厳しい経営環境や北海道新幹線をはじめとした企業存立を大きく左右する政策課題に対して積極的に対応するとともに、バス事業に関する政策活動も自動車連絡会と連携して強化していきます。そして、こうした政策提言における他労組との比較優位性を保つことで組織拡大につなげるほか、グループ会社関係者への働きかけを行って組織化を模索することとします。

③ J R 貨物

J R 連合と貨物鉄産労は、昨年 6 月に「貨物鉄道モータリシフト」プロジェクトの最終答申を策定しました。今後双方が連携して、具現化にむけた政策活動を一層強化していかなければなりません。また、2017 年度の税制特例措置に係る取り組みなどを通じて、政策提言力の差異を「見える化」するとともに、前述のような「あるべき労働組合像・労使関係像」を掲げ、日貨労運動に疑問を抱く良識ある他労組組合員への働きかけをこれまで以上に引き、J R 連合各地協と連携を深めながら、組織拡大に繋げていくこととします。

さらに、J R 貨物連合に加盟する南関東・中国・九州の各ロジスティクス労組は着実に組織拡大を図っており、新規採用者の多くが組合加入を果たすなど大きな成果を挙げています。グループを含めた労働条件向上や職場環境改善に引き続き取り組むとともに、J R 貨物グループ全体を視野に入れた組織化を展開することとします。

係像」を掲げ、当該単組の組織拡大を支援するとともに、真の民主化勢力の結集をめざします。具体的な戦術については、組織戦略会議及び執行委員会等で議論し、民主化闘争の今後の道筋を明確にするるとともに、共闘可能な勢力に対して民主化闘争での共闘の呼びかけを継続します。

さらに、「J R 連合国会議員懇談会」や「21 世紀の鉄道を考える議員フォーラム」に所属する議員と連携し、必要に応じて国会での質疑や質問主意書等で政府見解を求めるなど、世論喚起の取り組みも継続していくこととします。

(3) 支援単組における取り組みについて

民主化闘争を側面から支える支援単組は、組織戦略会議等の会議体における建設的な提言を通じて、民主化当該エリア・単組を支援する取り組みに積極的に参画することとします。また、J R 連合の方針及び当該単組からの要請に対して、必要に応じた支援の取り組みを展開することとします。

具体的には、自らの単組における他労組の良識ある組合員の組織拡大に全力をあげるほか、各地協や県協を中心として当該単組の組織拡大に対するバックアップを行うとともに、当該単組の新規加入者に対するフォローアップを行うこととします。

3. 各協議会、青年・女性委員会、連絡会の取り組み

(1) 地方協議会・都府県協議会の取り組みについて

地方協議会・都府県協議会は、地方連合会や地方・県交運労働の対応機関として、地域における J R 連合運動を担い、その定着と発展に重要な役割を果たしています。とりわけ政策活動では、少子高齢化や人口減少の進む地方における交通政策について、自治体・議会・運輸局などへの働きかけや意見具申を強化する活動が求められています。

また、2013 年 12 月に施行された「交通政策基本法」及び 2015 年 2 月に閣議決定された「交通政策基本計画」に基づく持続可能な公共交通の形成、さらには J R 連合が提唱する「チーム公共交通」の形成にむけて、その活動は一層強化しなければなりません。

さらに、地方の連合や交運労働に結集する構成組織に対して、J R 連合が取り

組む民主化闘争や政策活動への理解を促す取り組みや組織間交流など、その重要性はますます高まっています。一方で昨年 7 月からの J R 東日本ユニオンの加盟費凍結により、J R 連合東北地協並びに関東地協に属する多くの県協が活動休止となっており（秋田・宮城・福島・東京・神奈川を除く）、地方連合会及び県交運労働との関わり等について、東北地協・関東地協に対する支援を行っていくこととします。

(2) 青年・女性委員会活動の強化について

J R 連合青年・女性委員会は、J R グループを代表する差別の青年・女性組織として結成され、現在では組合員数が J R 連合全体の 4 割を占めるまでに至っています。発足 20 年を機に、青年・女性委員会の新たな行動指針である「Action Concept and」を策定しましたが、引き続き同指針に基づき、J R 連合に集う全国の仲間と交流を深め、情報や意見交換等を通じて、幅広い視野と相互の信頼を育み、それぞれの単組の活動を尊重しながら、自主的かつ主体的に活発に活動を行っていきます。

また、青年・女性委員会は、諸活動の実践を通じて次代を担うリーダーを育成し、新しい展望を切り拓く運動を創るという重要な任務を持つ機関です。特に民主化闘争の展開や男女平等参画の推進にむけて重要な役割を担っています。

より一層の運動の継続と充実を図るよう取り組みを展開していきます。

(3) 自動車連絡会の取り組みについて

J R 連合自動車連絡会は、引き続き、安全・安定輸送の遂進を第一に、バス労働者の労働条件改善にむけた取り組みを強化していきます。特に、軽井沢スキーバス事故の事故対策検討委員会における中間取りまとめ内容の具現化にむけた取り組みの推進、政府が主導して実施した新高速乗合バス制度や貸切バス運賃料金制度改定が職場において定着しているかどうかを逐次検証していく必要があるため、自動車連絡会としては、各エリアにおける新制度の運用状況並びに課題や問題点をいち早く吸い上げ、不備のある諸制度については速やかな是正を求める体制の構築に努めています。さらには、全国規模で生じているバス運転者の慢性的不足や監査制度のあり方など、様々な政策

課題の解決にむけて、各エリアの状況等を十分踏まえつつ、能動的な取り組みを展開していきます。

また、バス運転者をはじめとする J R バス産業に従事する労働者の賃金をはじめとした労働条件の向上を図るべく、昨年度、バス事業従事者を対象として実施した賃金等労働実態調査を継続して実施することとします。

さらに、様々な団体との連携を強化するなど、ウィングを拡げた取り組みを展開していきます。

(4) 医療連絡会の取り組みについて

連合は今日まで、地域包括ケア体制の推進と、医療・介護・福祉の提供体制を安定的に確保できる報酬体系の見直しや人材確保対策の推進に取り組んできました。安心と信頼の医療と介護を確立するためには、医療・介護労働者一人ひとりが、ゆとりを持って、健全に働くことのできる人員体制と賃金・労働条件の確保が求められています。連合は、働く立場も踏まえ、安全・安心・信頼の医療、介護を確立すべく、厚生労働省への要請行動などに取り組んでいます。

J R 連合は、連合の運動に積極的に関わっていくために、連合「医療・福祉部門連絡会」に登録し、「医療と介護中央集会」などに積極的に参加していきます。また、医療連絡会を開催し、各単組における医療労働者の雇用・労働条件の問題点を共通の課題として把握し、情報の共有化を通じて改善への働きかけを行っていきます。

(5) 退職者連絡会について

退職者連絡会は、加盟組織間の密接な連携のもとに、会員相互間の交流と親睦を図り、退職者の生活と地位の向上と、豊かでゆとりある福祉の向上を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、退職者連合の窓口および交運共済の業務委託団体として、その任にあたっています。

また、連合「日本退職者連合」が主催する集会等についても、積極的に参画するとともに、現在「熊本地震緊急カンパ」にも取り組んでおり、現在集約を行っているところです。J R 連合としても、退職者連絡会の運営を円滑にすべく、引き続き支援していくこととします。

4. グループ労組活動の積極的な推進

J R グループ労組連絡会は、1993 年 11 月 5 日、24 単組 5261 名で結成しました。その後、各エリア連合及び関係者の懸命な取り組みの結果、現在では 92 単組 2 万 5000 名と J R 連合組織人員の約 30% を占めるにまで組織化が進み、J R 連合「10 万人組織」にむけた組織拡大の一翼を担っています。また、組織数の拡大とともに、その活動内容や活動領域は確実に拡がりを見せており、単組内での春季生活闘争や労働条件向上に加え、J R 連合やエリア連合と連携した「安全デイスカッション」をはじめとする安全確立、レクリエーション活動、学習会の開催、政治活動、各種署名、ボランティア活動など多岐に亘っています。

また、ホテルと機械グループ労組が実施している「職場間意見交換会」は、従来のエリア連合の枠を越えた業職種毎の取り組みとして今や定例しており、テーマ毎の意見交換会や職場見学会、春季生活闘争における統一要求の設定など、有意義な取り組みになっています。今後、新たな業職種での開催を模索していく必要があります。

さらに、現在の J R グループ各社において、グループ会社の果たす役割は重要度を増しており、グループ全体でさらに飛躍していかなければなりません。一方でグループ労組には、防災防止など安全の取り組み、魅力ある労働条件や人事制度づくりを通じて人材の確保と育成、労働関係法令改正への対応、政策課題の抽出と解決など、積極的な活動展開が求められています。

このような問題認識を J R 各単組・グループ労組で共有しつつ、グループ会社で急激に世代交代が進む昨今の状況を踏まえて、諸課題の解決と運動を担う次世代の役員育成にも努めていかなければなりません。

J R 連合は、グループ労組やエリア連合の課題解決にむけた取り組みをバックアップするため、以下について取り組むこととします。

4.1 グループ労組の組織強化・拡大にむけて

(1) 各種会議の開催

J R グループ労組連絡会は、東海・西

日本・四国・九州・貨物の各エリア連合から幹事 12 人を選出し、幹事会を構成しています。幹事会では、J R 連合及び各エリア連合と連携を図り、グループ労組を取り巻く様々な課題に対する具体的な運動の進め方等について意思統一を図っています。

同時に、幹事会で意思統一した内容を所属するエリアや自組織で実践していく指導的役割や運動を強化する立場での助言を行う「牽引役」の役割が求められます。J R グループ労組連絡会の諸活動は、グループで働く労働者が自ら創り上げていくという認識に立ち、幹事会メンバーがその先頭に立って、取り組みを進めなければなりません。そして、安全の確立、諸労働条件の向上、労働・産業政策活動の推進、次世代を担う役員の育成などに取り組んだ結果として、J R 連合「10 万人組織」の達成につながっていくものと確信します。

また、各エリア連合におけるグループ労組の組織強化・拡大などの議論を行う場として、各エリア連合代表者会議を開催します。役割分担を明確にして、J R グループ労組連絡会がより主体性を発揮できるような体制とします。

(2) すべての J R グループ労働者の組織化にむけて

J R 連合は、J R 各社及びグループ会社で働く労働者の安全の確立、雇用の維持・確保、賃金や諸労働条件の向上を図るために、集团的労使関係の構築にむけた組織化が必要であるとの認識のもと、組織化を着実に進めてきました。これまでの取り組みによって、加盟する単組は 92 単組になりました。

各エリア連合が中心となってグループ会社の組織化を進めています。が、「すべての J R グループ会社の組織化」という面では、未組織の J R グループ会社も数多く存在しています。引き続き、各エリア連合が主体となって計画性をもって取り組むとともに、未組織 J R グループ会社の組合結成や契約社員・パート社員など非正規労働者の加入にも取り組んでいかなければなりません。

(3) グループ労組の役員育成

現在、グループ労組の多くで世代交代が進んでいますが、J R 各単組のように青年・女性委員会がすべての単組に結成

されておらず、組合活動を全く経験せず
に役員となるケースも少なくありません。
私たち J R 連合が求める労使関係像
は、労使が相互の立場や存在を認めて
尊重し合う健全で良好、かつ建設的な
関係であるべきと考えます。労使が車
の両輪としての役割を果たし、お互い
が胸襟を開き真摯に議論する中で、諸
課題の解決に取り組む姿勢が求められ
ています。また、職場で働く仲間の声
に耳を傾け、組合員一人ひとりの声を
代弁し、会社と対等に主張しあう労使
関係を築かなければ、十分な成果は獲
得できません。こうした認識に立った
運動を引き続き展開していくためにも
、次世代を担う役員の育成が喫緊の課題
といえます。

J R 連合は、主催する「役員セミナー」
「青年女性役員研修会」に参加を積極的
に呼びかけるほか、J R グループ労組連
絡会や各エリア連合の取り組みに併せた
学習会等の開催などに対する支援体制を
強化していきます。さらに、グループ労
組活動の強化・支援を目的として作成し
た「グループ労組活動虎の巻」を活用
した学習会の開催を推奨するなど、継続
した取り組みを行っていきます。

具体的には以下の取り組みを行うことと
します。

4. 2 働きがいある J R グループづく りにむけて

(1) J R グループにおける雇用維持・確保
の取り組み

J R グループのさらなる成長と発展の
ためには、J R 各社とグループ会社とが
相互に支え合う「共存共栄」の関係づく
りが欠かせません。そして、すべての J
R 関係労働者が意欲をもって業務に精励
できる環境をつくること、J R グループ
全体の事業運営にとって最も重要な
「安全・安定輸送の確保」や「良質なサ
ービスの提供」につながり、J R プラン
ドを高めることとなります。

一方、グループ会社の経営は景気動向
のみならず、J R 各社の経営動向に大き
く左右され、結果としてそこで働く労働
者の雇用や労働条件に大きな影響を与え
ます。近年、訪日外国人の急増などで都
市部での J R 利用が増加していますが、
今後の J R グループを取り巻く経営環境
は、長期的には、少子高齢化や過疎化の
進展に伴う人口減少などで厳しさを増す

ことが考えられます。そうした中におい
てはこれまで以上の事業再編なども想定
され、「雇用の維持・確保」は、企業にと
って最大の社会的責任であり、労働組
合としてもその責務があると考えます。

J R 連合は、J R グループ全体での「雇
用の維持・確保」を最優先課題に置き、
J R 各単組・各エリア連合・グループ労
組が連携し、経営に対するチェック機能
を発揮することによって、組合員とその

Ⅲ J R の発展にむけた政策実現への取り組み

昨年 3 月の北陸新幹線の金沢延伸開業
東京地区の上野東京ラインの開業等に引
き続き、本年 3 月には北海道新幹線（新
青森～新函館北斗間）が開業したほか、
2015 年の訪日外国人人数が過去最高を
記録するなど、鉄道に光が当たる話題も
続いています。その一方で地方路線の
利用者数は確実に減少しています。人口
減少や高齢化が進行する地方の実態に対
し、私たち J R 産業はその社会的使命か
らも真摯に向き合わなければならぬ時
期が来ています。そうした環境の変化を
踏まえ、働く者の視点から、J R の、そ
して鉄道をはじめとする交通全体の将来
展望を切り拓いていくための方策を議論
し、方向性を示さなければなりません。

J R 連合はこの間、中長期的視点に立
脚した政策課題の取り組みとして、3 つ
のプロジェクトを展開してきました。今
年度については、引き続き残された「鉄
道特性活性化プロジェクト」の取り組み
を鋭意進めていきます。さらに、鉄道の
将来のみならず、公共交通全体を視野に
入れた取り組みの必要性に鑑み、J R 連
合として提唱している「チーム公共交通」
の形成を進捗すべく、地方議員とともに
取り組む公共交通の実態把握をはじめと
した諸活動を鋭意進めることとします。

また喫緊の交通政策課題としては、2
016 年 4 月に発生した熊本県・大分県
を中心とする九州エリアの大震災により、
J R 九州を中心とした甚大な被害が発生
していることに鑑み、早急な復旧に向け
た支援が求められています。近年の多頻
度化・大規模化する自然災害に起因する
鉄道被害からの復旧はもちろん、予防保
全的な防災強化が必要であり、可能な限
りの対応をしていかねばなりません。
整備新幹線については、福井先行開業
や敦賀以西ルート問題、あるいはフリー

家族の生活を守る取り組みを推進しま
す。

(2) J R グループ労働者に相応しい労働条
件の確立に向けて

J R グループ労働者の経済的・社会的
地位の向上を果たすためには、安全の確
立を前提とした J R グループのさらなる
成長と発展が不可欠です。安全で安心し
て快適に働ける職場環境をつくることは
もちろん、J R グループ労働者に相応し

「三島・貨物経営安定化」「貨物鉄道
モーターシフト」各 P T については、2
015 年度中に最終答申が策定され、J
R 連合執行委員会にて確認されました。
今後は、先に出された 2 つの P T の最終
答申内容も踏まえて「鉄道特性活性化基
本戦略（骨子）」を肉付けすべく、約 1
年間をかけて会合を重ね、可能な限り
「最終答申」策定にむけた取り組みを進
めていきます。

とりわけ、先の第 11 回政策シンポジウ
ムで提起した「チーム公共交通」の形成
を具現化する方策の検討を行っていきま
す。そのためにも、各単組との意見交換
はもちろんのこと、J R 連合地方議員団
連絡会所属議員訪問・意見交換・現地調
査・自治体との意見交換（フィールドワー
ク）を積極的に実施し、活用できる知見
の集約・蓄積、及び様々な現場の知恵
（暗黙知）の抽出作業に注力していきま
す。交通特性の発揮という観点から他公
共交通にもウィングを広げ、交通事情や
他事業者の取り組み事例把握を目的とし
た現地視察を積極的に展開していきます。

また、引き続き専門的視点を反映すべく、
アドバイザーとして参画いただいている
有識者の意見や、J R 各社からの意見要
望、他運輸業界からの助言等、広範な意
見集約を図ることとします。そして、ひ
いては本年 10 月に開催予定である「第 12
回政策シンポジウム」において、全組織
及び関係者への「提唱」を行うことをめ
ざし、活動を進めることとします。

い労働条件の確立が求められます。

J R 連合は、2014 年に「中期労働
政策ビジョン（2014～2018）」
を策定し、J R グループ労働者としてあ
るべき労働条件への到達をめざしていま
す。春季生活闘争や労働協約改定などを
通じて継続的に取り組むためにも、賃金
実態調査など必要に応じた調査活動を実
施し、自らの賃金や労働条件の現状把握
と検証活動に取り組めます。

J R 連合はそうした様々な課題に対し
て、引き続き働く者の視点に立つて、積
極的かつ機動的に取り組むを進めていき
ます。

また今後は、これまでに出了れた 2 つ
の中長期政策 P T の最終答申に盛り込ま
れた提言内容の実現にむけて鋭意政策活
動を展開します。引き続き J R 九州の株
式上場・完全民営化をめぐる動向を見守
りつつ、さらには J R 北海道、J R 四国
及び J R 貨物における経営の安定化にむ
けた道筋などについて、広く世論に訴え
る取り組みを図るとともに、J R 連合国
会議員懇談会及び「21 世紀の鉄道を考え
る議員フォーラム」所属議員をはじめと
した国会議員への周知・協力要請はもと
より、政治・行政への要請等を鋭意展開
していきます。

「交通重点政策」については、速やか
に解決すべき喫緊の課題を中心として構
成することとし、「交通重点政策」に盛
り込む緊急的政策課題について内容の深
度化を図るとともに、策定後における積
極的な活用に力点を置いて取り組むこと
とします。

「交通重点政策」取りまとめにあたっ
ては、J R に関わる政策課題の取り組み
の中心軸としての J R 連合の役割を発揮
すべく、J R 各単組はもとより、J R 各
社や関係団体等と綿密な情報交換を行い、
各項目の課題抽出及び深度化を図った上
で策定していきます。

また、策定後は政治・行政をはじめと
して各方面に対して理解・共感・共動を
促すべく精力的に要請行動等に取り組み
、「J R の政策課題は J R 連合が中心軸と
なっており、体制の強化を図ること

とします。さらに、組合員に政策活動に
対する理解促進を図るべく、当該重点政
策の解説資料を作成し、各単組や各地協
などを連携を強化して組合員向け学習会
を展開することにより、全員参加型の裾
野の広い政策活動を志向していくことと
します。

3. 2017 年税制改正に向けた取り組み

2017 年は、J R 発足時より創設さ
れた J R 三島・貨物会社への税制特例措
置の期限切れの年にあたりますが、J R
発足 30 年という節目を直前に控えており、
この機会に、地域の公共交通や、環境に
優れた鉄道貨物輸送を担う J R 三島・貨
物会社の重要な役割を再認識するととも
に、各社の安定経営を確保し、将来展望
を明確化することが求められています。

この間実施されてきた経営安定基金運
用益の底支え措置や、後述の固定資産税
の減免措置（三島特例、承継特例）をは
じめとする J R 三島・貨物に対する経営
支援策は、1997 年度以降、5 年ごと
に繰り返し適用期限が延長されてしまし
た。また、外形標準課税特例措置や新車
特例措置および買換特例措置についても、
同様に期限の延長がなされてきました。

こうした結果、厳しい情勢下においても、
J R 三島・貨物会社は経営を維持し、役
割を全うしてくることができたといえま
す。しかし、基金の運用益や税制特例措
置に経営の根幹が大きく左右されるスキ
ームは、地域の足、物流網として日本社会・
経済を支える公共交通機関として、また
完全民営化を期待される企業のあり方と
しても、大いに問題があると言えます。

J R 九州については、2015 年の第 1
8 9 回通常国会における J R 会社法の
一部改正法の成立を受け、J R の中で 4 番
目の株式上場・完全民営化を果たす一定
の道筋が整ったと言えますが、J R 北海
道、J R 四国及び J R 貨物においては、
厳しさを増す経営環境の中で自立経営計
画の達成目指し経営努力を重ねているも
の、依然として経営体力は弱く、自立
に向けては道半ばの状況にあるのが実情
です。J R 連合は、J R 北海道、J R 四
国及び J R 貨物の安定経営の確保と将来
展望の明確化に向けて、2017 年 3 月
末で適用期限の切れる税制特例措置等の
適用延長はもとより、経営支援策の恒久
化をはじめとする支援策の創設などを求
めていきます。2017 年度税制改正に

向けては、税制改正要望を「2017 交
通重点政策」へ反映しており、J R 各単
組はもとより、J R 連合国会議員懇談会
や 21 世紀の鉄道を考える議員フォーラム
に所属する国会議員、及び地方議員団連
絡会に所属する地方議員との連携を強化
し、各関係方面への働きかけを強力に行っ
ていきます。また、地方自治体における
意見書採択の取り組みや、J R 各単組に
おける署名活動、及び関係省庁への要請
行動など、重層的な取り組みを通じて、
税制改正要望の実現に向けた活動を展開
します。

4. 各種重要政策課題への対応について

4. 1 鉄道の災害復旧、安全・防災対
策の強化

近年、大雨をはじめとする激甚災害に
より J R をはじめとする鉄道が被災する
事例が毎年のように多数発生しています。
4 月には、熊本県・大分県を中心とす
る九州エリアにおいて大規模な地震が断
続的に発生し、南阿蘇地区を主として沿
線山間部からの大規模な土砂崩壊により
豊肥線が甚大な被害を受け、今なお復旧
の見通しは立っていません。このように
、近年の被災事例は枚挙に暇が無く、毎
年のように自然災害に起因する鉄道被災
が繰り返し発生していますが、その大半
は、鉄道用地外からの土砂流入、または
河川の堤防決壊による橋梁流出です。

公共交通における自然災害に伴う復旧
は、原則として事業者が対応することと
なっています。しかしながら、被災箇所
が広域に及ぶケースが多く、鉄道事業者
の復旧費用は甚大となります。とりわけ
経営体力の脆弱な事業者の場合、事業者
負担だけでの復旧は難しく、早期復旧の
足枷になるばかりか、路線の廃止をも視
野に入れた対応に迫られることもあります。
J R 連合が繰り返し主張してきていま
すが、現行の「鉄道軌道整備法」は、適
用要件が限定的であり、また助成額にし
ても十分ではありません。

また被災地となる地方自治体が 25 % を
負担するといういわゆる協調補助スキ
ームも、当該自治体では鉄道以外にも無数
の被災箇所を抱えている実態に鑑みると
極めて困難であると言えます。東日本大
震災では、政府が補正予算を組み、半ば
超法規的措置で対処しましたが、多発する
自然災害に対する「鉄道軌道整備法」の

適用要件等を緩和するとともに、地方自治
体や鉄道事業者の負担を軽減させる必要
があると考えます。

さらに、鉄道事業者による鉄道復旧だ
けでは単なる弥縫策にしかなり得ず、地
方行政による抜本的な治山・治水事業と
あわせた総合的な対処が必要です。しか
し地方行政の財政難を踏まえると、具体
的な施策は地方自治体が責任を持って対
応するものの、国が財政支援を行うこと
により、地方における総合的な防災対策
の強化を図ることが肝要です。

なお、本年 4 月に発生した熊本県・大
分県を中心とする九州エリアにおける大
地震への対応として、政府は 4 月 26 日に
激甚災害指定を行うとともに、第 190
通常国会における審議において約 780
0 億円に及ぶ補正予算を編成、様々な形
で被災からの復旧に向けた支援を行うこ
とを決定しました。鉄道については、J
R 九州の九州新幹線や豊肥線、南阿蘇鉄
道における甚大な被害からの復旧に向け
た支援として、特に阿蘇地区においては、
砂防事業や国道の復旧事業と一体的な復
旧支援を行うことが検討されているもの
の、上述の補正予算の対象には含まれて
おらず、財政的な支援は何ら決まってい
ません。こうした動きの中で、J R 連合
は、直接的に関係する J R 九州労組や貨
物鉄産労はもちろんのこと、J R 国会議員
懇談会や 21 世紀の鉄道を考える議員フォー
ラムに所属する国会議員らとの連携を強
化し、さらに必要な政策要望を抽出する
とともに、政治・行政に向けた対応を強
化し、被害からの復旧に向けた取り組み
を行っていきます。

4. 2 鉄道設備の維持更新への対応

橋梁やトンネルをはじめとする鉄道設
備は、平均寿命は 50 年を優に超えており、
今後さらなる老朽化に直面し、その改修
に多大な経営資源を投下せざるを得ない
状況が想定されています。一方で、地方
路線の比率の高い事業者にとって、設備
更新が経営に重くのしかかっており、必
要な投資が難しい事業者も散見され、安
全確保に支障をきたすことが危惧されま
す。J R 連合は、あらゆる分野において、
安全に格差が生じることや格差を放置す
ることは許されないと考えています。そ
うしたスタンスに立つてこの間様々な政
策活動を展開してきました。政府はそう
した要望に応え、2011 年、特例業務

第 25 回定期大会運動方針案抜粋

勘定利益剰余金を活用し、ＪＲ三島会社・ＪＲ貨物に対して経営安定基金の積み増しや、設備投資に対する助成・無利子貸付かなる支援策を講じるとともに、地方民鉄に対しては、地域公共交通確保維持改善事業等を通じて、鉄道設備の近代化支援を講じています。

ただ、利用者の減少が進む鉄道事業者の経営は、今後ますます逼迫していくことが想定されています。設備更新や安全に係る投資を、鉄道事業者が一義的に行うことは当然としても、赤字路線を含めた全てを「事業者の経営努力」を原則とする現行制度では、実効ある安全対策はなかなか進展せず、安全水準の格差を生じかねません。加えて、笹子トンネル崩落事故以降、政府では社会資本の適正な維持管理、更新のあり方が議論されていますが、その対象としては、国や地方自治体が管理をしている道路や河川、港湾などが主となっており、鉄道は対象となっていない。鉄道についても国の根幹を支える重要な社会資本です。従って、鉄道についても他の社会資本の取り扱いに準じた公共財としての支援が必要と考えます。

とりわけ、保守に手間を要するＪＲ在来線の構造物の老朽化対策については、何らかの公的支援スキームを早急に検討すべきと考えます。国鉄から承継した在来線の多くは、その敷設時期が古く、トンネルや鉄橋ですでに平均年齢が50年を越え、中には建設後100年を越えているものも存在しています。そうした中、

ＪＲ各社は老朽化設備の維持・修繕を行ってきていますが、早晚大規模改修を施さなくてはならない設備も多々あります。特に地方路線においてその傾向が顕著となっています。これらの修繕は原則的にはＪＲ各社が担うべきものですが、他方、

利用者減が顕著となっている地方路線については、将来を見据えた積極的な設備投資を行っていくのが現状であり、経営状況を十分加味した政策的支援が必要と考えます。

なお、2015年12月には全国新幹線、鉄道整備法に基づき、東北・上越新幹線及び山陽新幹線の大規模改修の必要性が認められ、ＪＲ東日本及びＪＲ西日本が新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画を作成・申請し、国土交通省から承認されました。より老朽化が進む在来線についても、こうした既存のスキームを参考とした鉄道構造物の大規模改修に対する具

体的な支援の検討・実施を求めます。さらには、既存の新幹線大規模改修引当金積立制度は、事業者にとってはキャッシュアウトの一時的な先送り措置にすぎず、得られる効果が限定的です。将来にわたってＪＲをはじめとする鉄道事業者が公共交通機関としての使命を果たし続けていくためにも、対象を一部の地方鉄道のみに絞って導入されている鉄道施設補強・改良に対する補助制度のように、鉄道構造物の維持・更新費用に対する直接的な補助・支援スキームの創設が求められます。

また、多くの在来線区における踏切設備については、立体交差区間を有しない過疎線区ほど踏切道を多く有している点、最も事故リスクが高く、より高質の安全精度が求められるものである点等を考慮し、維持メンテナンスに対する公的助成を求めています。一方で、踏切設備整備に対しては、第190通常国会において「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」が成立しましたが、法改正の趣旨としては、危険な踏切や渋滞の原因となる踏切について、鉄道事業者及び道路管理者で改良の方法が合意できていないても国土交通大臣が指定し、期限を定めた対策を促進することや、従来以上に多面的な対策の採用を促進することなどが挙げられています。については、国・地方自治体は、事業者との対話・連携をこれまで以上に重視すること、そして事業者負担への配慮と支援の充実、実効性ある対策の実施を求めています。

4. 3 J R 三島会社、J R 貨物が抱える課題への対応

(1) 経営の根幹を長期的に支える仕組みの構築

J R 連合は、「三島貨物経営安定化プロジェクト」の取り組みを通じて、各社の経営安定及び将来展望を見据えた「成長戦略シナリオ」を提起しました。具体的には、経営が安定するためには、安心・安全な輸送を遂行しうる強固なインフラ基盤をまずは維持し続けること、地域と一層の連携強化を図り、以て住民・利用者にとって利便性を向上させること、そして収益基盤の更なる強化を図ること、以上3つの観点が重要です。そして、3つの観点それぞれが密接に関わり合いながら循環し、その循環を繰り返すことで、確固たる経営安定化を図ることが肝要です。即ち、強固なインフラ基盤に基づく

安心・安全な輸送がお客様・地域住民のさらなる信頼を得、さらに地域と密接に関わることで利用者のニーズを掘り起こし、収益の拡大に繋げ、収益基盤の一層の強化を図り、それにより得た原資をインフラ基盤強化に充当する、その過程により経営の安定化を導き、更なる安全投資を誘発するという上昇スパイラルです。これを経営安定に向けた「成長戦略シナリオ」と名付けました。

しかしながら、ＪＲ三島会社、とりわけＪＲ北海道とＪＲ四国、及びＪＲ貨物においては、こうした循環を自力で駆動させるが難しい状況です。現在、国は特例業務勘定利益剰余金を活用した支援策をはじめとする様々な経営支援を講じる一方で、各社が策定した経営自立計画に基づいた経営安定を促しています。また、ＪＲ北海道及びＪＲ四国に対しては2015年度に追加支援措置と財務上の負担軽減策を合わせて実施することが決定されましたが、急速に進展する人口減少と高齢化及び地方の過疎化等によって、経営環境は一層厳しさを増すことが想定されています。

従って、上述のような「成長戦略シナリオ」に基づく循環を駆動させるために必要な政策誘導を公的セクターが行うこと、その対象として、安定経営の基盤要件とも言える、安全確立のためのインフラ基盤強化への支援が必要と考えます。

(2) 鉄道貨物モーダルシフト推進に向けた支援強化

J R 連合は2年間に亘る「貨物鉄道モーダルシフトプロジェクト」での議論を経て最終答申を取りまとめました。トラック輸送は極めて有為な物流手段ではあるものの、トラック輸送のみに委ねることなく、あらゆる輸送手段を複合的に結節させ、さらなる環境負荷低減を図りつつ、より効率的な物流体系を構築することを目指しました。そのためには、中長距離物流輸送についてはスケールメリットを発揮できる貨物鉄道や内航海運をより積極的に活用すべきであるとの考えに立ち、

答申を策定したものです。モーダルシフトの受け皿として鉄道貨物輸送を機能させるためには、全国津々浦々に拠点を構え、鉄道貨物輸送があらゆる中長距離の物流を受け持てる環境が理想であり、社会的要請と考えますが、それら全てを民間企業であるＪＲ貨物が対応すること

は非現実的であり、まずはＪＲ貨物が自立的かつ安定的な経営を維持し続けることが必要であって、そもそも経営的観点で取り組む領域と社会的要請で取り組む領域は必ずしも一致するものではありません。

また、環境負荷低減の観点に基づいた国家的な重要課題として、国によるいくつかの施策の推進が必要と考えます。また、インターモーダルの取り組みの一環として、海外物流との結節点としての港湾施設における鉄道貨物施設の強化といったアプローチも必要と考えます。

なお、ＪＲ貨物においては、従来の税制上の支援措置を糧に、車両の新制や異常時代替輸送の確保・強化を目的とした設備投資のほか、様々な効率化施策を推進してきており、今後も継続的な取り組みが求められます。その一方で、将来に向けた輸送力増強のための大規模プロジェクトの1つとして、東京貨物ターミナルの大規模改修を計画していますが、これはまさしく上述のような観点からのアプローチの一環であると言えます。2016年4月には、第190通常国会において、「改正物流総合効率化法案（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案）」が成立しました。東京貨物ターミナルの大規模改修プロジェクトは、同法案の改正趣旨にも方向性が合致するものであり、ＪＲ貨物の将来の経営基盤強化に資するものであると言えることから、モーダルシフトを強力に推進するためにも国家的に支援をすべき事業であると考えます。いず

れにせよ、あくまでＪＲ貨物自身の経営努力が大前提ではありますが、貨物鉄道の強化を側面から支えるべく、モーダルシフトを推進するための早急な支援策の実現を求めます。

なお、第二種鉄道事業者としてのＪＲ貨物の特殊事情を踏まえて国鉄改革に措置した、いわゆるフォイダルコストルールに基づいた線路使用料の取り扱いには所与の前提条件として今後も継続して維持し続けなければなりません。その一方で、ＪＲ旅客会社は自分の負担を強いられ続けている。特にＪＲ北海道を中心として、ＪＲ三島会社などでは当該負担が経営を圧迫しています。よって、ＪＲに対して、いわゆる並行在来線に対する貨物調整金制度のような形態での支援のあり方についても検討すべき時期にきています。

4. 4 整備新幹線を巡る各種課題への取り組み

(1) 整備新幹線計画の推進に伴う諸課題への対応（並行在来線等）

新幹線開業後の並行在来線の維持・安定経営は、生活路線の確保のためにも、さらには鉄道貨物ルートの確保という観点からも極めて重要な課題であると言えます。経営分離後の安定経営のためにも、運行面や要員派遣等でＪＲが当面の間、全面的に協力すべきであることはむしろのこと、現下において並行在来線の経営を安定的に確保することは極めて困難です。こうした観点から、地域交通がしつかりと維持されるよう、国、地方による支援措置を講じるよう強く求めます。特に貨物調整金制度については、並行在来線にとって重要な財源となっていることから、引き続き同制度の継続適用を図るとともに、さらなる適用の拡充を検討することを求めます。

また、国策である整備新幹線計画の推進によって、第三セクターやその路線を使用するＪＲ貨物が不利益を被るあるいは経営負担が増加するケースが見受けられます。

事業者の各種不利益・経営負担の増加については、国が引き続き責任をもった必要な設備投資や負担軽減策をはじめとする補填措置を行うことを求めます。

(2) 北海道新幹線に係る問題および青函トンネル共用走行に関する問題への対応

青函トンネルは、新幹線と在来線（ＪＲ貨物）が並行して走行する初めてのケースですが、その一方でＪＲ貨物にとって、北海道・本州間の物資輸送は極めて大きな収入源となっています。現に、青函トンネルでは貨物列車が旅客列車を大幅に上回る上下50本以上走行するなど、北海道発着の約4割の貨物が鉄道で輸送されており、北海道経済においてＪＲ貨物は必要不可欠な存在となっています。当面は、新幹線の減速運転（時速140キロ）を実施しますが、安全性が確保されれば、2019年度に新幹線の高速走行を開始する旨政府方針として示されています。

青函共用区間については、高速鉄道と貨物鉄道がすれ違う初の事例となることから、取り扱いに際しては、何よりも安全を最優先されなければなりません。また、青函トンネルは、上述の通り、旅客輸送はもとより、貨物鉄道においても北海道・本州間における極めて重要な物流ルートを形成しています。従って、新幹線の利便性を確保しつつも、鉄道貨物輸送が多頻度かつ定時輸送が担保されなければならないと考えます。さらには、青函共用区間に係る各種技術開発は、こうした観点に加え、札幌延伸計画などを視野に入れた中長期的な展望のもと、関係事業者の将来的な経営負担や地域・国の発展等への影響をも踏まえ、総合的な検討がなされるべきであると考えます。

こうした考えから、現在の各種技術開発・国費投入のあり方（現行開発メニューの推進の適否）について、早急に現実的で客観的かつ合理的な判断を求めます。具体的には、安全面や技術上の観点から実現性の乏しいと目されるトレイン・オン・トレインの開発を中止し、貨物コンテナの積み替え方式による貨物新幹線の開発や、その他代替手段の検討など、現実性の高い物流方式の開発に切り替えることを求めます。

(3) フリーゲージトレインの導入に係る取り組みに対する対応

フリーゲージトレインの採用にあたっては、安全性に加え、維持・メンテナンスにかかる事業者負担の大きさや異常時における安定性など、将来の事業者による運営までもを視野に入れたうえで、総合的な検討がなされるべきだと考えます。このような観点から、九州新幹線および北陸新幹線へのフリーゲージトレインの導入については断念することが望ましいと考えます。かつそのうえで、フル規格での早期開業に向けた判断を求めます。

(4) 北陸新幹線の金沢以西の開業に係る問題と敦賀以西ルートに係る問題への対応

福井先行開業については、用地買収の進捗の大幅な遅れのほか、折り返し運行に必要な留置線建設など敦賀開業時には無駄となる投資が必要となることなど、困難な課題が山積しており、現実的には到底不可能であると言わざるを得ません。従って、北陸新幹線の2020年度「福井」先行開業については慎重かつ合理的な判断に基づき断念することを求めるとともに、2022年度末の「敦賀」開業にむけた鉄道・運輸機構の業務遂行への最大限の支援を行うことを求めるものです。

北陸新幹線（敦賀・大阪間）のルートは、将来のＪＲや並行在来線の運行を担う営業主体の経営に対して、さらには日本・沿線地域の経済・社会にきわめて大きな影響を及ぼすものです。また、東海道・山陽新幹線・北陸新幹線間の運行システム上の相違や、搭載車両機器や保守に係る取扱い上の相違、さらには東海道・山陽新幹線の列車ダイヤ密度など、東海道新幹線への乗り入れの実現性については困難を極める要素が多く存するのが実情です。加えて、東海道新幹線と競合することになる京都・大阪間の旅客流動に与える影響や、整備新幹線ルートの決定により生じる並行在来線の運行に係る想定など、様々な要素を十二分に加味したうえで、客観的な検証が不可欠です。従って、北陸新幹線敦賀以西ルートの決定にあたっては、上述のような観点から各案のメリット・デメリットを具に比較し、利便性、建設費、収支想定などを見極めたうえで、総合的かつ合理的な判断が求められます。このような観点からＪＲ西日本案とされる「小浜・京都ルート」での計画推進を求めるとともに、そのうえで、財源をはじめとする各種課題についての整理を行い、早期に着工への道筋をつけることを求めています。

(5) 四国エリアへの新幹線導入に係る取り組みへの対応

四国地方の発展を図るためには、圏域内における高速交通体系の総合的な整備とともに、他圏域や大都市圏とを結ぶ交通ネットワークの拡充が不可欠であると言えます。新幹線は先例が示すとおり、経済発展や地域活性化の強力なエンジンとなる重要な社会インフラであり、併せて災害に強い地域づくり、国土軸の多様な確保、地域創生といった観点からも必要不可欠なものです。

このような観点から、紀淡海峡の調査は、2008年度以降調査の予算措置が無い中で事実上中断していることから、基本計画の整備新幹線計画への格上げに向けた、国の調査の早期再開（予算措置を行うこと）を強く求めています。

4. 5 バス事業の安全確保とJ R バスの活性化に向けた取り組みについて

J R 連合は、ＪＲバスで働く仲間間で構成するＪＲ連合自動車連絡会との連携を強化し、今回のスキーパー事故と発生に至る背景を深刻に受けとめ、バスに対する安心と信頼を一日も早く取り戻すよう、

J Rバスの各単組と連携し、各社の労使間での真摯な協議を通じて安全対策の徹底にむけて全力で取り組むこととします。また、併せて、J Rバスを代表する産業別労働組合として、バス産業の構造的な課題に対する行政への意見提言にも取り組むこととします。

具体的には、本年1月のスキーバス事故を受けて国土交通省が設置した検討委員会には交連労働協も検討委員のメンバーとして参加している。J R連合は、交連労働協の一員として、自動車連絡会と連携して、新高速乗合バス制度への移行および貸切料金制度見直しのトレースを行い、現場の実態や課題を報告し、行政に改善を求めるよう積極的に働きかける取り組みを進めています。

また、引き続き将来のバス産業の方向性を俯瞰した政策・制度変更のあり方に對し積極的な提言を行うよう、慢性的に続くバス運転者不足の課題、運転者健康起因事故防止対策、運転免許取得に関わる諸問題等の解決にむけて自動車連絡会と連携を図りながら取り組みを進めていきます。併せて、バス運転者の過酷な労働条件を改善すべく、個別労使における諸労働条件引き上げにも積極的に取り組むこととします。

なお、これらの取り組みに際しては、監督省庁である国土交通省自動車局との定期的な意見交換会を実施するとともに、公益社団法人日本バス協会との定期的な意見交換やJ R各バス会社との懇談の場を設定するなど、裾野の広い取り組みを行っていきます。

5. 「第12回政策シンポジウム」の開催

政策活動の目的はより質の高い政策の策定と、策定した政策を実現することです。J R連合ではこの間数多くの政策・制度の実現を図ってきましたが、今後も実現に向けて継続した取り組みを粘り強く行っていく必要があります。

その一環として、「第12回政策シンポジウム」を、本年10月に四国・高松の地で開催する予定です。開催にあたっては、組合員はもとより、政府、国会議員、事業者、有識者等の関係者に対し、J R連合が考える政策活動を明示する場として活用します。なお、現在J R連合は、中長期的視点に立脚した中長期政策課題プロジェクトの1つである「鉄道特性活性化プロジェクト」活動を展開しており、当

該活動の進捗ないしは到達点を組合員等示す機会として、また「チーム公共交通」形成に向けた取り組みの中間報告を

IV. 労働条件の向上にむけた取り組み

連合は「働くことを軸とする安心社会」の構築に向け、連合に集うすべての労働組合が、共闘を軸に総合力を発揮して、「勤労者が希望と安心を持って暮らせる社会」を創造するとしています。J R連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件の向上にむけ、さらに活動を進めていきます。

春季に全組合員のエネルギーを結集し、集中して取り組む春季生活闘争が持つ役割は、近年の厳しい社会情勢そして経済環境の下においてその重要性を強めています。とりわけ、消費税増税、日用品の値上げなどが家計を直撃し、社会保険料の引き上げも相まって、可処分所得の維持・向上は日本経済の浮揚に必要不可欠であることは言うまでもありません。

次年度以降の春季生活闘争においては、そうした大局的な方向性と世論とをしっかりと踏まえた、より戦略的な闘いが求められることとなります。J R連合はこうした環境を十分見極めつつ、今後もJ R各単組及びグループ各単組が「丸」とな

1. 2017春季生活闘争の取り組み

1. 1 J R各単組の2017春季生活闘争の取り組み

2017春季生活闘争では、「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」で掲げた、J R労働者に相応しい働き方の希求を図る取り組みを、継続させていかななくてはなりません。そのためには、賃金をはじめ、労働時間や休日休暇といった、労働条件を構成する全ての項目を点検し改善させるという、総合生活改善闘争に持続的に取り組み、かつ一層加速させていく必要があります。

私たちを取り巻く環境は、年々経済のグローバル化とともに一層不透明さと厳しさを増すことが想定されます。毎年のように社会保険料率が引き上げられ、また政府及び日銀は2%の物価上昇を明確に目標に掲げて続けており、主導的に金融政策を展開しています。原油価格の低落等の影響によって物価動向は横ばい

行う機会として位置づけ、「第12回政策シンポジウム」を開催します。具体的には、政策委員会、執行委員会等での議論

た春季生活闘争を構築していきます。なお、取り組みにあたっては、これまでの成果と教訓を踏まえた闘争方針を策定していくこととします。

また、2016春季生活闘争では、多くのグループ労組がベア獲得や賃金改善を果たし、諸労働条件の改善を図ることが出来ましたが、引き続き非正規労働者を含め、賃金水準のみならず、諸制度を含めた諸労働条件に関する格差を解消すべく、各単組に対する支援体制を一層強化していくこととします。

いずれにしても、J R連合は時代的確に捉えた中期的な労働ビジョンを提示することにより、到達目標水準や解決すべき課題を強く意識しながら、J Rで働くすべての労働者が働きがいを感じながら業務に従事できる環境を不断に追求していかなければなりません。とりわけ、「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」に掲げた労働条件を構成する様々な項目の改善を図る取り組みを加盟全単組とともに実行することとします。

1. 2017春季生活闘争の取り組み

となつていますが、依然として実質賃金の減少傾向は打破できていません。こうした状況を踏まえると、可処分所得の実質的な維持・向上による個人消費の拡大に向けて、かつデフレからの脱却という社会要請に応えるためにも、今後も引き続き「月例賃金の向上」が必要です。従って、2016年春季生活闘争の取り組みを参考にしつつ、ベースアップを軸とする月例賃金引き上げに向けた闘いを持

続的に構築しなければならぬと考えます。また、近年組合員からの声として高まっている賃金以外の労働条件向上や制度改善、とりわけ各年代ともに強まっている「ワーク・ライフ・バランスの充実強化」に、継続して取り組む必要があります。

2016春季生活闘争においても、各単組において多様化する課題へ対応していくことの必要性が一層広がり、かつ深まったと言えます。こうした背景の中で2年前に策定されたのが「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」であり、あらゆる労働条件について目指す姿を明確

を経て、詳細を詰めていくこととします。

化したものです。従って、2017春季生活闘争においても、J R労働者のあるべき働き方の具現化に向けて、月例賃金の引上げ要求を基軸としつつ、併せて賃金以外の労働条件項目、即ち、労働時間や休日・休暇制度といった諸労働条件の向上に向けて、単年度の春季生活闘争を丁寧に積み重ねていくことが重要です。

また、J R連合として毎年実施している賃金実態調査の結果を、より丁寧に詳細に分析し、交渉の根拠及び武器として一層の有効活用を図るべく、取り扱いの深度化を図っていく考えです。

さらには、すべてのJ R関係労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」を図っていく取り組みも、J Rグループ全体の持続的な発展には欠かすことができません。2017春季生活闘争では、こうしたスタンスを堅持しつつ継続的な取り組みを行うこととします。2016春季生活闘争の成果・課題を踏まえ、J R各社はもとより、グループ会社や協力会社等で働くすべての労働者の諸労働条件向上にむけて、より一層の取り組み強化を図り、従来以上に「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を全面に押し出した闘いを展開することとします。

以上の観点に立つて、私たちJ R関係労働者にとってあるべき労働環境の実現を図るべく、各単組において能動的に春季生活闘争に取り組む環境を創出し、2017春季生活闘争に加盟全単組「丸」となつて取り組んでいくこととします。

(1) 2017春季生活闘争にむけた具体的な検討課題(案)

- ① 目標賃金への到達に関する課題
- ② 会社の経営状況と闘争方針
- ③ ワーク・ライフ・バランス実現をはじめとする総合生活改善闘争の課題
- ④ グループ春季生活闘争への相乗効果と支援体制の課題
- (2) 今後の取り組み
- ① 「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」の提言を踏まえ、2017春季生活闘争にむけて次の通り取り組むこととします。
- ① 賃金対策委員会を設置し、8月中に

招集します。

② 全組合員を対象に、9月支給給与をもとに「賃金実態調査」を実施します。

③ 「賃金実態調査」、2015年度「賃金構想基本統計調査(賃金センサス)」、連合集約データなどを活用して、J R連合の賃金実態の分析を行います。

④ 11月に開催する拡大代表者会議で2017春季生活闘争方針(素案)を討議します。

⑤ 2017年初に「単組書記長・事務局長会議」を招集し、情勢認識を深めるなど、2017春季生活闘争の体制構築をはかります。

⑥ 具体的な春闘方針案は、来年2月に開催する第29回中央委員会で決定します。

1. 2 グループ労組の2017春季生活闘争の取り組み

2016春季生活闘争においてJ R連合は、「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」に掲げる目標賃金への到達とグループ全体での雇用確保、労働条件向上にむけて、グループ92単組とJ R各単組が「丸」となつて闘う2016春季生活闘争をめざしてきました。とりわけ、グループ会社における優秀な人材の確保と定着させるための環境の整備が労使間の共通かつ喫緊の課題であることから、今後のグループ会社の更なる成長と発展にむけた雇用の維持・確保を含む「人材の確保と育成」に軸足を置いた2016春季生活闘争を展開したところで

J R各社は、堅調なビジネス需要や訪日外国人の利用増、関連事業収入の増加、トラック運転手不足によるモーダルシフト等で概ね好調な業績となりました。一方でグループ会社は、J R各社の新幹線を中心とする好調な鉄道輸送の効果や当初の厳しい収入見込みが計画を上回った企業が見られたものの、全体的な人手不足やJ R各社との受委託業務の見直し、駅ビル改装等に伴う収入減によって、厳しい交渉を強いられ単組も見受けられました。

そのような中、J Rグループ労組連絡会92単組のうち、5月末までに86単組が要求を申し入れ、69単組が妥結、33単組でベア回答を引き出しました。これまでの回答から、今まで厳しい状況が続いていた車両清掃や駅業務を受託する単組において改善が図られたところや年度末・

夏季手当等の一時金増額、非正規労働者に関わる賃金引き上げ、制度改善などの成果が確認されています。

これらの成果は、各グループ労組が一丸となつて粘り強く交渉を展開した結果であるほか、各エリア連合による交渉の支援体制強化、労使対話行動や学習会の開催などで勝ち取られたものと言えます。また、2016春季生活闘争では、J R連合の方針に「すべて

のJ R関係労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」を図っていく」と明記し、J R各単組の団体交渉においてもグループ会社や協力会社等で働くすべての労働者の諸労働条件向上を主張した成果であると考えます。

しかしながら、数は減ったものの要求していない単組も存在しており、エリア連合の支援体制、各単組の労使協力の向上など多くの課題も残されています。2016春季生活闘争での成果を確認しつつ、残された課題の克服に向けて、グループ労組運動のあるべき方向性を追求していかなければなりません。

そうした状況を踏まえつつ、グループ労組における2017春季生活闘争にむけた議論を早急に開始し、J R連合ならびにJ Rグループ労組連絡会が「丸」となった取り組みを展開していく必要があります。とりわけ、年々人材確保が難しくなつてきている現状を踏まえ、「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」の目標達成、グループ労組運動のさらなる充実の視点に立った取り組みとなるようにJ Rグループ労組連絡会の幹事会を中心として、議論を進めていきます。

(1) 2017グループ春季生活闘争にむけた具体的な検討課題

- ① 賃金実態の把握
- ② 定期昇給制度の確立と適正運用
- ③ 目標水準の設定
- ④ ワーク・ライフ・バランス実現をはじめとする総合生活改善
- ⑤ 交渉妥結時期の早期化とヤマ場形成
- (2) 今後の取り組み
- ① グループ労組賃金実態調査の実施方針(素案)の議論
- ② J Rグループ労組連絡会での振り返りと意見交換
- ④ 分科会プロジェクトの開催

⑤ グループ労組春闘総決起集会の開催

⑥ 早期決着及び要求実現に向けた取り組み

⑦ 連合体制の構築

⑧ 連合の中小・パート共闘等との連携

⑨ 中央委員会での方針決定

2. 総合生活改善、ワーク・ライフ・バランス実現の取り組み

「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」の提言に基づき、労働協約改訂交渉や春季生活闘争などにおいて総合生活改善の取り組みを進めることとします。J R各単組はもとより、エリア連合とともに、グループ労組の取り組みへの支援を強化していきます。

具体的には、労働時間短縮、ワーク・ライフ・バランスの実現、非正規労働者の均等待遇の実現などのほか、グループ労組における定期昇給制度の確立と適正運用、適正な労働条件を定めた労働協約の締結などの課題について、要求を掲げて取り組みます。

おもな課題に関する取り組みは以下の通りです。

(1) 労働時間短縮にむけた取り組み

J R連合の「ワーク・ライフ・バランスに関する調査」からも明らかのように、「ワーク・ライフ・バランス」を阻害している要因として、「休暇が取りにくい」「労働時間が長い」「業務量が多い」「労働時間が不規則」といった労働時間に関するものが過半数を占めています。従って、労働時間を設定し達成にむけて取り組むこととします。

(2) 労働時間管理の適正化

労働時間管理の適正化については通年闘争として、引き続き職場実態の点検強化を行うと同時に、問題点の改善にむけた労使協議の展開とルールづくり、ならびにその徹底に努めます。

(3) 均等待遇の実現

一昨年度改正した労働契約法の趣旨を踏まえ、非正規社員に適用される各種労働条件を点検し、不整合な労働条件面における格差是正を図るべく、均等待遇の実現に向けて取り組みを強化します。なお、現在政府を中心に行われている「同一労働・同一賃金」に係る議論の経過・動向を注視しつつ、連合及び各加盟単組との連携を密にしながら必要な対応を行っ

第 25 回定期大会運動方針案抜粋

① 同一価値労働・同一賃金」の理念に基づき、高年齢層の基本賃金をはじめとした諸労働条件の改善を求め、働きがいのある職場環境整備を図ることとします。

② 定年退職年齢以降の雇用制度を含めた諸労働条件については、合理性のある諸制度の確立に取り組みます。

③ 育児・介護休業を取得することによる人事考課における不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児および介護休業期間外規定および昇格における親の介護は各自が看る必要があることなどを勘案すると、今後、仕事と介護の両立を希望する組合員を長期にわたってサポートすることが重要になることから、昨年度の介護休業制度の見直し（休業の分割取得等、2017年1月施行）を踏まえつつ、総合労働協約改訂交渉あるいは2017春季生活闘争において、介護休業制度の拡充等の対策を講じていくこととします。

具体的な取り組み（育児・介護関連）は以下の通りです。

V. 男女平等参画推進の取り組み

1. 労働組合運動における男女平等参画推進にむけて

J R 連合は、連合方針に基づき、2008年に労働運動における女性組合員の積極的な参画を目的とする「男女平等参画推進計画」、そしてJ R各単組が達成すべきミニマム目標として「男女平等参画行動計画」を策定し、以降、各単組において取り組みを展開してきました。一昨年に策定した「第3次男女平等参画行動計画」に基づき、昨年に引き続いて「女性執行委員ゼロ組織をなくす（女性役員がいる組織は、プラス1名を選出する）」の取り組みとして「女性役員意見交換会」を継続して行い、「各種会議（大会・中央委員会・研修会等）への女性参画率を女性組合員比率まで向上させる」取り組みとしてJ R連合主催及び各単組主催の「各種会議への女性参画人数の報告」を行うよう、取り組みを推進することとします。

また、組織・財政検討委員会において、継続的な議論を行ってきた「女性執行委員の選出」については、同委員会の答申に基づき、第12回執行委員会で議論し、各単組の要望を踏まえ、男女平等参画推進と女性役員の育成等の役割を担う「女性特別執行委員」を本大会以降速やかに選出することとします。

VI. 教育・広報、連帯活動の展開

1. 教育・広報活動の充実

J R 連合は、J R における最大の産業別労働組合として、安全の確立や産業・労働政策課題の実現、組織強化・拡大と民主化闘争の完遂などに取り組んできました。それらの課題を実現する取り組みを通じて、J R グループの健全な発展が図られ、そこで働く労働者の社会的・経済的地位の向上に繋がっていくものと考えます。これらの取り組みを前へ進めるため、J R 連合運動を担っている役員を対象とした教育活動を展開し、J R 連合運動に対するいっそうの理解・浸透に努めるほか、グループ労働組を含めた単組間の相互交流を推進します。

J R 連合には、92単組、約2万5000名のグループ労働組合員が結集しています。グループ労働組の多くは専従者が配置されておらず、役員の育成に苦慮しているのが現状です。そうした状況を踏まえ、引き続き各エリア連合やJ R グループ労働組連合と連携した役員の教育活動等への講師派遣などに取り組みすることとします。

また、広報活動はJ R 連合運動を内外に広く浸透させるための重要な取り組みです。とりわけ若い世代の組合員に対してはインターネットを活用した広報活動が有効な手段であると言えます。広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、一層の充実を図ることとします。

具体的には第25回定期大会後、速やかに教育・広報担当者会議を開催し、今後の取り組みについて意思統一を図ります。部外への情報発信として、春季生活闘争方針や交通重点政策等について、部外に対する幅広い情報発信のために、記者等への説明会を開催します。

また、ホームページについて、スピーディーかつ効果的な情報発信と内容の充実にも努めるとともに、ホームページ等の活用のための情宣活動を行います。なお、スマートフォン普及のため携帯用モバイルサイトについては使用を停止し、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）「J R 連合」ページを活用したりリアルタイムなJ R 連合運動の情報発信に取り組んでいくこととします。

また、広報活動はJ R 連合運動を内外に広く浸透させるための重要な取り組みです。とりわけ若い世代の組合員に対してはインターネットを活用した広報活動が有効な手段であると言えます。広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、一層の充実を図ることとします。

具体的には第25回定期大会後、速やかに教育・広報担当者会議を開催し、今後の取り組みについて意思統一を図ります。部外への情報発信として、春季生活闘争方針や交通重点政策等について、部外に対する幅広い情報発信のために、記者等への説明会を開催します。

2. ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて

ワーク・ライフ・バランス社会は、男女がともに働きながら仕事上の責任を果たしつつ、安心して子どもを生み育て、家族のケアができるように、社会全体で子育てと介護を支える制度を整備・拡充することが求められています。

また、年間総実労働時間1800時間は、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児・介護の分担や健康でゆとりのある働き方を実現する上で大きな目標となります。時間外労働や休日労働を削減し、年次有給休暇の取得率を向上させ、労働時間短縮を実現するためには、労働者自身の意識改革とともに職場環境の整

J R 連合には、92単組、約2万5000名のグループ労働組合員が結集しています。グループ労働組の多くは専従者が配置されておらず、役員の育成に苦慮しているのが現状です。そうした状況を踏まえ、引き続き各エリア連合やJ R グループ労働組連合と連携した役員の教育活動等への講師派遣などに取り組みすることとします。

また、広報活動はJ R 連合運動を内外に広く浸透させるための重要な取り組みです。とりわけ若い世代の組合員に対してはインターネットを活用した広報活動が有効な手段であると言えます。広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、一層の充実を図ることとします。

具体的には第25回定期大会後、速やかに教育・広報担当者会議を開催し、今後の取り組みについて意思統一を図ります。部外への情報発信として、春季生活闘争方針や交通重点政策等について、部外に対する幅広い情報発信のために、記者等への説明会を開催します。

また、ホームページについて、スピーディーかつ効果的な情報発信と内容の充実にも努めるとともに、ホームページ等の活用のための情宣活動を行います。なお、スマートフォン普及のため携帯用モバイルサイトについては使用を停止し、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）「J R 連合」ページを活用したりリアルタイムなJ R 連合運動の情報発信に取り組んでいくこととします。

また、広報活動はJ R 連合運動を内外に広く浸透させるための重要な取り組みです。とりわけ若い世代の組合員に対してはインターネットを活用した広報活動が有効な手段であると言えます。広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、一層の充実を図ることとします。

具体的には第25回定期大会後、速やかに教育・広報担当者会議を開催し、今後の取り組みについて意思統一を図ります。部外への情報発信として、春季生活闘争方針や交通重点政策等について、部外に対する幅広い情報発信のために、記者等への説明会を開催します。

また、ホームページについて、スピーディーかつ効果的な情報発信と内容の充実にも努めるとともに、ホームページ等の活用のための情宣活動を行います。なお、スマートフォン普及のため携帯用モバイルサイトについては使用を停止し、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）「J R 連合」ページを活用したりリアルタイムなJ R 連合運動の情報発信に取り組んでいくこととします。

2. 連帯活動の展開

2. 1 国民運動の取り組み

わが国の平和的発展、公平・公正・平

ていきます。

① 同一価値労働・同一賃金」の理念に基づき、高年齢層の基本賃金をはじめとした諸労働条件の改善を求め、働きがいのある職場環境整備を図ることとします。

② 定年退職年齢以降の雇用制度を含めた諸労働条件については、合理性のある諸制度の確立に取り組みます。

③ 育児・介護休業を取得することによる人事考課における不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児および介護休業期間外規定および昇格における親の介護は各自が看る必要があることなどを勘案すると、今後、仕事と介護の両立を希望する組合員を長期にわたってサポートすることが重要になることから、昨年度の介護休業制度の見直し（休業の分割取得等、2017年1月施行）を踏まえつつ、総合労働協約改訂交渉あるいは2017春季生活闘争において、介護休業制度の拡充等の対策を講じていくこととします。

具体的な取り組み（育児・介護関連）は以下の通りです。

① 育児・介護休業を取得することによる人事考課における不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児および介護休業期間外規定および昇格における親の介護は各自が看る必要があることなどを勘案すると、今後、仕事と介護の両立を希望する組合員を長期にわたってサポートすることが重要になることから、昨年度の介護休業制度の見直し（休業の分割取得等、2017年1月施行）を踏まえつつ、総合労働協約改訂交渉あるいは2017春季生活闘争において、介護休業制度の拡充等の対策を講じていくこととします。

具体的には第25回定期大会後、速やかに教育・広報担当者会議を開催し、今後の取り組みについて意思統一を図ります。部外への情報発信として、春季生活闘争方針や交通重点政策等について、部外に対する幅広い情報発信のために、記者等への説明会を開催します。

また、ホームページについて、スピーディーかつ効果的な情報発信と内容の充実にも努めるとともに、ホームページ等の活用のための情宣活動を行います。なお、スマートフォン普及のため携帯用モバイルサイトについては使用を停止し、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）「J R 連合」ページを活用したりリアルタイムなJ R 連合運動の情報発信に取り組んでいくこととします。

また、広報活動はJ R 連合運動を内外に広く浸透させるための重要な取り組みです。とりわけ若い世代の組合員に対してはインターネットを活用した広報活動が有効な手段であると言えます。広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、一層の充実を図ることとします。

① 育児・介護休業を取得することによる人事考課における不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児および介護休業期間外規定および昇格における親の介護は各自が看る必要があることなどを勘案すると、今後、仕事と介護の両立を希望する組合員を長期にわたってサポートすることが重要になることから、昨年度の介護休業制度の見直し（休業の分割取得等、2017年1月施行）を踏まえつつ、総合労働協約改訂交渉あるいは2017春季生活闘争において、介護休業制度の拡充等の対策を講じていくこととします。

② 法改正で可能となった介護休業の分割取得導入を進めるとともに、法定を超える育児・介護休業期間の拡充や育児・介護に係る短時間勤務制度の拡充、子の看護休暇、介護休暇制度の拡充等といった、育児及び介護に関わる諸制度の拡充を進めよう、日勤職場の拡大等を求めます。

③ 「女性活躍推進法」の「事業主行動計画」の推進と進捗管理にむけて

今年4月には「女性活躍推進法」が施行され、301名以上の企業は3月末までに各企業は「事業主行動計画」の策定を行い労働局に届けてきたところです。（300名以下の企業は努力義務）「事業主行動計画」の策定にあたっては法の指針にもあったように「労働組合の参画を得る体制が効果的」とも謳われており、各単組における男女平等参画の諸制度の改善にもつながる機会と捉え、今後の労働協約改訂交渉などの機会を捉えて計画の推進と進捗管理にも各単組が積極的に関与するように取り組むこととします。とりわけ、グループにおける策定状況については、エリア連合と連携し、確認を進めていくこととします。

④ 被災地復興支援の取り組み

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

① 連合救援ボランティアへの派遣について

② 被災路線復旧支援について

③ 被災路線復旧支援について

④ 被災路線復旧支援について

⑤ 被災路線復旧支援について

⑥ 被災路線復旧支援について

⑦ 被災路線復旧支援について

⑧ 被災路線復旧支援について

今年度についても「連合愛のカンパ」募集時の目的に本プロジェクト支援を加え、「カンパ」の一部を拠出することとします。

また、2014年4月からクロマツ苗

木の植栽が始まっており、一昨年の「ボランティア担当者会議」での提起を踏まえ、昨年の7月に被災地復興状況の視察

を含め現地ボランティア派遣を行いました。また、今回の派遣は2017年度に行うこととします。時期、内容、規模については、ボランティア担当者会議で検討することとします。

(4)一般組合員の参加を求める活動

CSA（アジア連帯委員会）が実施する救援衣料を送る運動への協力を行います。

Ⅶ. 政治活動の取り組み

J R 連合は、「鉄道の特性を活かした持続可能な交通づくり」をめざし、地域の足として、日々安全を守り続けるJ R の役割・使命を自覚しつつ、社会の基幹的な公共インフラとしての鉄道の重要性をあらためて訴え、21世紀の鉄道の健全な発展へ、J R 連合の政策面、組織面などでの課題の解決、要求の実現にむけ、政治活動の重要性を認識して、J R 連合国会議員懇談会（以下、国会議員懇）及び「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」（以下、議員フォーラム）と連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

具体的には、J R 連合が進める交通政策に関する議論の充実を図るべく、国会議員懇、議員フォーラム、地方議員団連絡会、さらには各単組と連携して取り組むこととします。

また、議員フォーラムと連携を強化した取り組みを積極的に進めることとします。

す。さらには、「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向け、NPO・NGO団体等への支援、および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的とした「連合愛のカンパ」についても、積極的に取り組むこととします。

重要になってきます。引き続き、地方における世論形成を図り、総合交通政策の実現にむけて取り組みを強化するとともに、前述の通り、地方議員団連絡会所属議員との連携を図り、地方の交通行政の実態把握を進めていくこととします。

また、2017年度末で期限切れとなる、J R 四国、北海道並びに貨物に対する税制特例措置の恒久化もしくは再延長に向けて、地方議員団会議所属議員との連携により意見書採択等の取り組みを進めていくこととします。

3. 第24回参議院議員選挙必勝にむけた取り組み

今年7月に行われる第24回参議院議員選挙では、真の民主主義を取り戻し、勤労者・生活者本位の政治を実現するためにも、私たちは必勝の闘いを展開しなければなりません。国会議員懇で改選期を迎える尾立源幸議員（副会長、大阪府選挙区）、そして全国比例区では既に推薦を決定したU A センセン、電機連合、J A M、J P 労組、電力総連、私鉄総連の各産別が擁立する候補者及び選挙区選挙推薦候補者の当選をめざして選挙戦に臨むこととします。

(1)最重要候補者・重点候補者について
最重要候補（国会議員懇所属議員）
・尾立 源幸（大阪府）国会議員懇副会長
重点候補（フォーラム所属議員）7名
(2)比例区候補と担当単組の区割りについて
(3)各単組等の取り組み
最重要候補者、重点候補者、比例区候補者の必勝にむけて、各級機関（地本、支部、分会）、組合員との連携や連絡周知を強化して取り組みを推進することとします。

具体的には、①各級機関との連携（グループ労組、退職者連絡会等）②組合員・家族への周知徹底、③地方連合会等との連携（候補者（選対）との連携、積極支援）④選挙機運を高める広報活動の強化（機関紙への選挙関連の連載、インターネットを活用した選挙運動等）について、万全を期して取り組むこととします。併せて、期日前投票を含め、組合員・家族などへの投票促進の取り組みも強化することとします。

特に、選挙違反を防ぐための選挙運動への指導対策にも留意して対応することとし、インターネットを使った選挙運動については、電子メールやフェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用における選挙違反等がないように周知および指導を徹底していくこととします。

また、各エリア連合においても、単組担当区割り準じ、推薦候補者の周知や投票促進行動などについて、出来る限りの積極的な取り組みを行うことを要請します。

4. 来るべき衆議院解散・総選挙への対応について

次期衆議院の解散時期については、4月の北海道と京都の補欠選挙の結果によって安倍首相が断行するのではないかと懸念があったが、熊本地震の影響もありその動きが弱まったかに見えていました。しかしながら、昨今の政治情勢を鑑みると、依然として参議院選挙との同日選挙実施の可能性や、遅くても、2017年4月の10%への消費増税を控えた来年度予算編成・税制改正後の本年12月に解散・総選挙の実施の可能性が高まっていると言えます。今後、来るべき衆議院解散・総選挙に対して、動向を注視して不測の事態に陥らないように前広に取り組んでいくこととします。

5. J R 連合組織内候補の擁立にむけて

超少子高齢化社会における持続可能な地域公共交通のあり方をはじめ、整備新幹線に係る課題、四国の高速鉄道の推進、鉄道貨物モーターシフトの推進あるいはバス産業の活性化など多くの課題を抱える中、J R 産業界の働く者の声をしっかりと国政や地方政治に届ける議員が必要不可欠です。これまでも参議院もしくは衆議院における組織内候補の必要性については議論を行ってきましたが、その

必要性を理解しつつも具体的な候補者の検討には至っていません。こうした経緯を踏まえつつ、組織内候補の擁立について、第25回定期大会以降、

Ⅷ. 福祉共済活動の充実

Ⅸ. 財政の確立について

X. 当面の機関運営について

1. 新執行部の成立

2016年6月15日に第1回執行委員会を開催し、新執行部の成立とします。

2. J R 連合執行委員会の定例開催

執行委員会は原則毎月1回開催することとし、年間予定表に基づき設定します。

3. 機関会議の開催

(1)第21回拡大代表者会議の開催について
本年11月に開催し、当面する活動方針について討議します。
(2)第29回中央委員会の開催について
熊本県、大分県を中心とする九州地震

約1年間かけて、執行委員会及び政治対策委員会等を通じて各単組と協議していきます、擁立の可否を見極めていくこととします。

復興支援との観点からも、2017年2月2日に北九州市「ステーションホテル小倉」（J R 九州グループ）で開催することとし、当面の活動方針を決定します。

(3)第26回定期大会の開催について

2017年6月に開催します。

4. 各種委員会の設置

引き続き「安全対策委員会」「政策委員会」「資金対策委員会」「政治対策委員会」「組織・財政検討委員会」および「男女平等参画推進委員会」を設置し、運動方針に基づき開催することとします。

火災共済 オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障＋修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。



類焼損害保障



個人賠償保障



借家人賠償保障＋修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障（類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険＋修理費用）は、共栄火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

B1424401E2144-20150209

みんなで暮らしをガード
交運共済 (JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

memo

少ない樹金で安心のサポート
JR私傷病共済
JR私傷病共済は、全国のJR連合組合員が会員となって運営されている互助制度です。会員が私傷病で欠勤し、資金カットを受けた際、減収分を補い、家族の生活をサポートする制度です。2014年度（2014.8～2015.7）は312名の加入者（54,276,000円）の傷病見舞金を支給しました。2015年度から、JR私傷病共済の将来に資する制度の安定をめざし、制度改正を行いました。「少ない樹金で安心」、組合員相互の助け合いである「JR私傷病共済」の輪を一層広げましょう。
2016年度 加入申込 募集!!
●樹金と樹金一円
年 額 樹 金
1 日 2 日
4,000円 8,000円
●(三大疾病の補償) 入院、自宅療養ともに1日あたり 2,000円 4,000円
●(三大疾病以外の補償) 入院期間1日あたり 2,000円 4,000円
●(三大疾病以外の補償) 入院期間1日あたり 1,000円 2,000円
●(三大疾病以外の補償) 入院期間1日あたり 15,000円 30,000円
出庫費（1日の出庫につき）
JR私傷病共済・日本鉄道労働組合連合会（JR連合）
〒100-0002 東京都千代田区千代田1-1-10 新丸の内ビル

JR連合
facebook・twitterページを開設
「いいね」や「シェア」を！

